

第百四十五回国会 衆議院 議院運営委員会 議 録 第 十 九 号

平成十一年三月二十六日(金曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 逢沢 一郎君

理事 御法川英文君

理事 熊代 昭彦君

理事 松沢 成文君

理事 井上 喜一君

飯島 忠義君

岸田 文雄君

棚橋 泰文君

西川 公也君

島 聡君

旭道山和泰君

西川太一郎君

島山健治郎君

委員外の出席者

議長 伊藤宗一郎君

副議長 渡部 恒三君

事務総長 谷 福九君

委員の異動

三月二十六日

辞任

新藤 義孝君

西川太一郎君

同日

辞任

戸井田 徹君

佐々木洋平君

補欠選任

戸井田 徹君

佐々木洋平君

同日

補欠選任

新藤 義孝君

西川太一郎君

三月二十五日

国会に憲法調査委員会の設置反対に関する請願

(藤木洋子君紹介)(第一五九〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

各種委員の選挙の件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館法の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館組織規程の一部改正の件

国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件

納本制度調査会規程の一部改正の件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件

本日の本会議の議事等に関する件

○中川委員長 これより会議を開きます。

まず、各種委員の選挙の件についてであります。が、お手元の印刷物にありますとおり、検察官適格審査会委員及び同予備委員並びに北海道開発審議会委員につきましては、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブから、それぞれ候補者を届け出てまいっております。

一、各種委員の選挙の件

検察官適格審査会委員

横路 孝弘君(民主)

同 予備委員

玉置 一弥君(民主)

横路孝弘君(現在予備委員)の後任

北海道開発審議会委員(五人)

北村 直人君(自民)

佐藤 静雄君(自民)

武部 勤君(自民)
佐々木秀典君(民主)
長内 順一君(明改)

○中川委員長 本件は、本日の本会議においてその選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、この選挙は、その手続を省略して、議長において指名することになりますから、御了承願います。

○中川委員長 次に、図書館運営小委員長から報告のため発言を求められておりますので、これを許します。赤松広隆君。

○赤松(広)委員 図書館運営小委員会において協議決定いたしました案件について御報告いたします。

第一に、国立国会図書館法の一部改正の件であります。国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携のもとに行う支那図書館として国際子ども図書館を置くこととするものであります。

なお、この法律のうち、国際子ども図書館の設置に係る部分につきましては、平成十二年一月一日から施行することとしております。

第二に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。これは、ただいま御説明いたしました国際子ども図書館の設置等に係る法律改正に伴い、国際子ども図書館の所掌事務を規定する等所要の規定の整備を行うものであります。

第三に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件であります。これは、ただいま御説明いた

しました国際子ども図書館の設置に伴い、平成十二年一月から国立国会図書館職員定員を十一人ふやし、八百六十人とするものであります。

第四に、納本制度調査会規程の一部改正の件であります。これは、納本制度調査会に、国立国会図書館納入出版物代償金審議会を統合し、名称を納本制度審議会とする等所要の規定の整備を行うものであります。

よろしく御承賜りますようお願いいたします。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

納本制度調査会規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

○中川委員長 それでは、ただいま図書館運営小委員長から報告のありました小委員会の各件につきまして、順次採決いたします。

まず、国立国会図書館法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、納本制度調査会規程の一部改正の件の各件につきましては、いずれもお手元に配付の案を承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件外一件について御説明いたします。

まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二万七千円を二万九千円に、四時間以上の場合には二万五千四百円を二万五千八百円に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件であります。これは、本年四月から、事務局職員定員七百二十六人を七百二十四人に改めるものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 それでは、まず、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の

件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中川委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、各種委員の選挙を行います。この選挙は、動議により、その手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、日程第一につき、古賀商工委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、ただいま御決定いただきました国立国会図書館法の一部改正案及び衆議院事務局職員定員規程の一部改正案の両案を緊急上程いたします。採決は二回になります。一回目は国立国会図書館法の一部改正案で、全会一致であります。二回目は衆議院事務局職員定員規程の一部改正案で、共産党が反対でございます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十三号

平成十一年三月二十六日

午後零時三十分開議

第一 国際協力銀行法案(内閣提出)

○中川委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時二十分予鈴、午後零時三十分から開会いたします。

○中川委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る三十日火曜日に開会することいたします。

なお、開会時刻等は、後刻理事会で協議いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「蒐集資料」を「収集資料」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「貸出」を「貸出し」に、「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「印刷した目録票又はその他の」を「作成した」に改め、同条第四号中「総合目録」を「総合目録」に、「連繫」を「連係」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

附 則

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに同条第一号、同条第三号及び同条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 国会職員法(昭和二十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び館長が指名する局長若しくは部長を、局長、部長及び国際子ども図書館長に、」を「当る」に改める。

理 由

国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として国際子ども図書館を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」に改める。

第二条第一項第十七号中「支部上野図書館」を「国際子ども図書館」に改める。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 博士論文の整理並びに博士論文の目録の作成及び出版に関すること。

第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二号中「その他の資料」の下に「(国際子ども図書館に所属するものを除く。)」を加える。

第七条第六号中「国会分館」を「国会分館、国際子ども図書館及び支部東洋文庫に所属する

るに改める。

第八条第二号中「研修」の下に「(国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第六号中「協力」の下に「(収集部及び国際子ども図書館において行うものを除く。)」を加え、同条第七号中「図書館資料」の下に「(国際子ども図書館に所属するものを除く。)」を加える。

第二章 支部上野図書館及び支部東洋文庫を「第二章 国際子ども図書館及び支部東洋文庫」に改める。

第十条を次のように改める。

(国際子ども図書館)

第十条 国際子ども図書館は、東京都台東区上野公園に置く。

2 国際子ども図書館においては、次の事務をつかさどる。

一 館長の定める児童書(館法第二十二條第一項に規定する図書及びその他の図書館資料をいう。以下この項において同じ。)及びその関連資料の整備、保管及び利用に関すること。
二 前号の児童書及びその関連資料のうちアジア及び中東の諸言語による外国語資料の整理に関すること。
三 第一号の児童書及びその関連資料の複写に関すること。
四 児童書に係る目録及び書誌の作成及び出版に関すること。
五 児童書に関する図書館奉仕の調査及び研究並びに研修に関すること。
六 児童書に関する図書館奉仕に係る図書館、図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。

第二十三條の次に次の一条を加える。
(国際子ども図書館)
第二十三條の二 館法第二十二條第二項の国際子ども図書館長は、司書のうちから命ずる。
第二十四條の見出しを「(支部東洋文庫長)」に改め、同条中「支部図書館」を「支部東洋文庫」に、「支部図書館長」を「支部東洋文庫長」に改める。

第一類第十九号 議院運営委員會議録第十九号

第二十五條第一項中「及び国会分館」を「、国会分館及び国際子ども図書館」に改める。

第二十八條第一項中「及び支部上野図書館を削り、同条第二項中「又は支部上野図書館」を削る。

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日(平成十一年一月一日)から施行する。ただし、第五條の改正規定は、同法中第二十一條第三号の改正規定の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「八百四十九人」を「八百六十人」に改める。

附則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

納本制度調査会規程の一部を改正する規程案

納本制度調査会規程の一部を改正する規程

納本制度調査会規程(平成九年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

納本制度審議会規程

第一條中「出版に係る社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な国内刊行出版物の収集を行うことの緊要性にかんがみ、」を削り、「昭和二十三年法律第五号」の下に、「以下「法」という。」を加え、「につき必要な改革の推進」を「の改善及びその適正な運用」に、「納本制度調査会(以下「調査会」を納本制度審議会(以下「審議会」に改める。

第二條第一項中「調査会」を「審議会」に改め、「重要事項」の下に「及び法第二十五條第三項に規定する代償金の額に関する事項」を加え、同条第二項中「調査会」を「審議会」に改め、「規定する」の下に「納本制度に関する」を、「重要事項」の下に「及び代償金の額に関する事項」を加える。

第三條中「調査会」を「審議会」に、「十五人」を「二十人」に改める。

第四條に次の一項を加える。

3 委員は、非常勤とする。

第五條第一項及び第二項中「調査会」を「審議会」に改める。

第六條第一項中「調査会」を「審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 専門委員は、非常勤とする。

第七條第一項を次のように改める。

審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、法第二十五條第三項に規定する代償金の額に関する事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」という。)を置く。

第七條第二項中「及び専門委員を削り、「会長」を館長」に改め、同条第三項中「その部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する」を部会に属する委員の互選によってこれを定める」に改める。

第十條中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十一條とする。

第九條中「調査会」を「審議会」に改め、同条を第十條とする。

第八條中「調査会」を「審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

第八條を第九條とし、第七條の次に次の一条を加える。

第八條 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができ。

附則

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

2 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「出版関係者その他の知識経験ある者の意見を徴し」を「納本制度審議会に諮問し」に改める。

3 国立国会図書館組織規程(昭和六十一年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八號中「納本制度調査会」を「納本制度審議会」に改める。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定の一部を次のように改正する。

別表第二中「二〇、七〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、六〇〇円」に改める。

附則

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一條中「千七百二十六人」を「千七百二十四人」に改める。

附則

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

平成十一年三月三十刷

平成十一年四月一日発行

11

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B